時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1892号

時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当等に関する規則（規則第６－493号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（時間外勤務手当等の勤務１時間当たりの給与額） **第２条**　一般職員給与条例第21条から第23条まで並びに市町村立学校職員給与条例第30条の２及び第30条の２の２に規定する人事委員会規則で定める額（以下「勤務１時間当たりの給与額」という。）は、給料、地域手当、特殊勤務手当（月額を単位として支給するものに限る。）、特地勤務手当（一般職員給与条例第20条の３の規定による手当を含む。）、へき地手当（市町村立学校職員給与条例第30条の４の規定による手当を含む。）、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当又は義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、１週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数から毎年４月１日から翌年の３月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第10条及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第９条に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7.75（法第22条の４第１項の規定により採用された職員又は育児休業法第18条第１項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員（次条において「短時間勤務職員」という。）にあつては、7.75に一般職員勤務時間条例第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（次条において「育児短時間勤務職員等」という。）	（時間外勤務手当等の勤務１時間当たりの給与額） **第２条**　一般職員給与条例第21条から第23条まで並びに市町村立学校職員給与条例第30条の２及び第30条の２の２に規定する人事委員会規則で定める額（以下「勤務１時間当たりの給与額」という。）は、給料、地域手当、特殊勤務手当（月額を単位として支給するものに限る。）、特地勤務手当（一般職員給与条例第20条の３の規定による手当を含む。）、へき地手当（市町村立学校職員給与条例第30条の４の規定による手当を含む。）、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当又は義務教育等教員特別手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、１週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数から毎年４月１日から翌年の３月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第10条及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第５号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）第９条に規定する年末年始の休日（日曜日及び土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7.75（法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「短時間勤務職員」という。）にあつては、7.75に一般職員勤務時間条例第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（次条において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては7.75に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の

にあつては7.75に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を乗じて得た数を減じた数で除して得た額とする。	勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を乗じて得た数を減じた数で除して得た額とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号）附則第５条第１項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、法第22条の４第１項の規定により採用された職員とみなして、改正後の時間外勤務手当等に関する規則第２条の規定を適用する。